

「証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関する
ワーキング・グループ」(第6回)議事要旨

【開催日時】 平成12年8月24日(木) 午前10時~正午

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 株式会社化に関する論点整理

【議事要旨】

前回までの議論を踏まえ、本ワーキングにおける論点のうち「証券保管振替機構の組織形態のあり方」に焦点を当てて、これまでの意見の取りまとめが行われた。

証券保管振替機構の組織のあり方についての検討の方向性

「欧米主要国のCSDと同等の機能を持つ証券決済機関を目指すためには、証券保管振替機構の組織のあり方として、現行の財団法人組織の制約、株式会社機能のメリットを踏まえると株式会社の方が望ましい。」という意見が大勢であった。

株式会社化する場合における 出資者の制限、株式の保有制限、公開・非公開等について検討を行った。主な意見は、以下のとおり。

【出資について】

- ・ 出資者については門戸を広げることが望ましい。
- ・ 出資者の範囲の中に取引所、日証協等を含めて検討してはどうか。
- ・ 参加者以外を排除する必要性の有無等については、取締役会の決議により調整すればよいのではないかと。

【株式の保有制限・譲渡制限について】

- ・ 特定業者による大量な株式保有は避けるべきである。参加者間における持分の譲渡は、出資制限の枠内とすべきである。
- ・ 株式会社化に伴う経営の発展性、弾力性について支障にならないような配慮が必要である。また、将来、海外のCSDとの間で出資を伴う提携を行う可能性もあるため、過度の出資制限は避けるべきである。
- ・ 取引所、日証協等の自主規制機関等は、その公共的・公益的性格及び間接的に参加者を代表していることに鑑み、保有制限の対象外としてもよいのではないかと。
- ・ 証券決済制度の安定性を考慮すれば、一定の制限が必要である。取締役会の承認を必要とし、承認基準を開示することがよい。また、必要に応じて当該基準の見直しをす

ることも必要である。

【公開・非公開について】

- ・ 株式を公開とするか非公開とするかについては、譲渡制限をつけた場合には、公開することは難しい。

【その他】

- ・ 株式会社として更に具体化する際には、新たな出資に結びつけるため、メリットや業務範囲等をより明確にする必要がある。
- ・ 現行の財団法人に対する出捐金の取扱いに当たっては、出資者の意図に沿うよう、有効的な方策を検討すべきである。

最後に、中井座長から、「本日の議題である保振機関の組織のあり方については、『株式会社化が望ましい』という意見が大多数であった。したがって、保振機関の株式会社化に関する具体的課題の検討については、本日で一応の目途がついたので、9月25日に開催することを予定している証券受渡・決済制度改革懇談会（本ワーキング・グループの親委員会）に報告することとしたい。」旨の発言があり、今回の会合を終了した。

【今後の予定】

次回会合は9月11日（月）に開催する予定。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又はお電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部
電子メール：saiken@jsda.or.jp
電話：03-3667-8456